



第 40 回

会社のしくみ (6) 取締役・取締役会・代表取締役

取締役は、株式会社 (取締役設置会社を除く) の業務執行を行う機関です。

取締役会は、3人以上の取締役によって構成され、代表取締役の選任を初め重要な業務について意思決定を行う機関です (この場合の取締役は取締役会の構成員であり機関ではない)。代表取締役は、株式会社を代表する取締役を言います。

取締役会の職務

- ① 取締役設置会社の業務執行の決定
 - ② 取締役の職務の執行の監督
 - ③ 代表取締役の選定及び解職があります。
- なお、取締役会は、重要な財

産の処分及び譲受け、多額の借財、支配人その他重要な使用人の選任及び解任などについて、取締役に委任することはできな

取締役会の招集・決議方法

取締役は原則として各取締役が招集します。原則として、取締役会の日の1週間前 (定款で短縮が可能) までに各取締役及び各監査役 (取締役設置会社の場合) に招集通知を発送しなければなりません。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し (定足数)、その取締役の過半数をもって行うのが原則です。

ただし、決議に特別の利害関係を有する取締役は、定足数にも入らないし、決議にも参加できません。例えば、会社と取締役との利益相反取引の場合や代表取締役の解任決議の対象となっている取締役などです。

会社と取締役の関係

株式会社と取締役との関係は、民法の委任に関する規定に従うとされています。よって会社の

受任者である取締役は、善良な管理者の注意を持って、委任事務を処理する義務を負い、委任者である会社の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告しなければならぬなどの義務を負っています。

取締役の責任の主なもの

① 善管注意義務

前記の「善良な管理者の注意義務」のことをいいます。取締役は、会社の規模や事業内容からして一般的に要求される平均的な取締役の注意義務を尽くさなければなりません。これを怠ると、債務不履行として会社に与えた損害を賠償しなければなりません。この注意義務の程度は、自分の財産を管理するより高度なものとされています。

② 任務懈怠責任

取締役が任務を怠り、これにより会社に損害を与えたときは、会社に対して損害を賠償する義務を負います。

③ 余剰金の配当等に係る責任

分配可能額を超えて余剰金の配当等を行った取締役は、金銭等の交付を受けた者と連帯して

交付額に相当する金銭を会社に支払う義務があります。株主総会や取締役会に議案を提案した取締役や取締役会決議に賛成した取締役が対象となります。

④ 利益供与の責任

取締役が株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたときは、供与した利益額について会社に対し賠償する責任を負います。これは無過失責任です。なお、取締役会決議に賛成したのみの取締役は、自己の無過失を立証すれば免責されます。

⑤ 競業取引の責任

取締役が自己または第三者のために会社の事業の部に属する取引を、株主総会あるいは取締役会 (取締役設置会社の場合) の承認を得ずに行ったときは、取締役または第三者が得た利益が損害額と推定され、賠償責任を負います。

⑥ 利益相反取引の責任

自己のために直接会社と利益相反取引をして会社に損害を与えた取締役は、その損害を会社に対し賠償する責任を負います。それ以外の取締役は、無過失を立証すれば免責されます。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属



☑契約書 ☑債権回収 ☑労務問題など
企業法務専門サイトあります
<http://www.hiroshima-kigyo.com> 山下江 検索

予約電話受付 年中無休 7~24時
相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09
電話:PHS OK

◆相談料: 30分 5,000円 ◆債務整理相談料無料
◆交通事故初回1時間相談料無料

広島最大級! 「親切な相談・適切な解決」をモットーに、機動力と総合力で企業トラブルを解決

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江